

洪裁

決裁区分 局長

No.

市長	副市長	起案 平成 24年 11月 8日
		施行 予定 年 月 日
		決裁 平成 24年 11月 12日
		完結 年 月 日

標題

臨港緑地予定地におけるメガソーラー事業者の公募について

副題

標題について、事業者を公募することとし、別紙の募集要項を配布する

簿冊名称 行政財産使用許可承認関係書類							写し配布先	公開・非公開の区分
								公開
常用期間 保存期間	10年	文書 分類	款 0	項 0	目 6	節 1	細節 0	
公印（電子署名）審査 取扱責任者 (ICカード使用者)	文書主任	市長印	一般・専用	電子署名	文書主任	施行取扱い上の注意		
		通	箇所	審査済み	特定個人情報区分			
		局区所長印	一般・専用					
		通	箇所					

大阪市

000000010790818 - 1

条件付一般競争入札による
市有不動産の賃付
実施要領

【太陽光発電事業限定：咲洲地区】

平成24年11月
大阪市港湾局

目 次

1 入札物件	1
2 入札等スケジュール	1
3 入札参加資格	1
4 契約上の主な特約	3
5 現地見学会	5
6 質問の受付	5
7 入札参加申込み	5
8 入札及び開札	6
9 入札保証金の還付等	10
10 契約前に提出が必要な書類	11
11 契約の締結等	11
12 入札保証金の帰属	11
13 落札に至らなかった場合の貸付け	12
14 その他	12
物件調書	13

入札参加申込書・誓約書・事業用借地権設定契約条項（案）

実施要領

大阪市港湾局が行う市有財産賃貸借の条件付一般競争入札に参加される方は、この実施要領をよく読み、次の各事項をご了承の上、お申込みください。

1 入札物件

所在地	大阪市住之江区南港北2丁目45番の一部、46番の一部
貸付地積	49,996.15m ² (実測)
賃貸借期間	平成25年1月1日～平成45年10月31日
予定価格	550,000円 (賃貸借料月額)
都市計画法・ 港湾法等による 用途	都市計画：準工業地域、臨港地区（修景厚生港区） 港湾計画：臨港緑地 その他：地下に夢咲トンネル躯体あり

2 入札等スケジュール

平成24年11月16日(金)	～ 12月3日(月)	実施要領配布
平成24年11月19日(月)	～ 11月26日(月)	現地見学会
平成24年11月19日(月)	～ 11月26日(月)	質問受付
平成24年11月29日(木)		質問回答
平成24年11月26日(月)	～ 12月3日(月)	入札参加受付
平成24年12月5日(水)		入札及び開札
平成24年12月17日(月)		契約前書類提出期限
平成24年12月28日(金)		契約締結(予定)

3 入札参加資格

個人及び法人。ただし、次に該当する方は申込みの資格がありません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者
- (3) 本実施要領7(3)⑤に記載している納税証明書において、滞納があるもの。

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1)自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2)暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3)前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5)事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
- エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6)前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

4 契約上の主な特約

(1) 土地の貸付条件

- ① 1,000kW(1MW)以上の太陽光発電事業の用に供する利用に限定します。また、建築基準法に規定される建築物及び工作物(平成23年国土交通省告示第100-2号に規定する工作物は除く)の設置は認めません。
- ② 契約の更新は、ありません。
- ③ 本件土地内には、夢咲トンネルの挙動を計測するための計測機器が設置されています。本市職員等関係者が、2回/年の頻度で、計測機器近辺への普通乗用車の通行及び計測機器への作業員の徒歩での通行を無償で認めるとともに、普通車の寄付きを可能とする動線を確保すること。なお、ルートについては賃借人の提案を基本とします。詳細については、事前に本市と協議してください。
- ④ 本件土地内には、電柱・支線・電線(以下、「電柱等」という。)が設置されています。本市職員等関係者が、1回/5年の頻度で、電柱等の近辺への普通乗用車の通行及び電柱等への作業員の徒歩での通行を無償で認めるとともに、普通車の寄付きを可能とする動線を確保すること。なお、ルートについては賃借人の提案を基本とします。詳細については、事前に本市と協議してください。
- ⑤ 本件土地の隣接地には、ハーバーレーダーの信号所および鉄塔があります。本市職員等関係者が、下記の頻度での各車両通行を無償で認めるとともに、各車両の寄付きを可能とする動線を確保すること。

車両種別	頻度
普通乗用車	4回/年
2トン車	2回/年
25tラフタークレーン	1回/年

なお、ルートについては賃借人の提案を基本とします。詳細については、事前に本市と協議してください。

- ⑥ 賃借人はあらかじめ書面による承認を得なければ次のいずれかに該当する行為をすることができません。
 - ア 使用目的を変更しようとするとき
 - イ 本件土地の転貸若しくは賃借権を譲渡し並びに抵当権若しくは質権の設定をしようとするとき
 - ウ 本件土地の原形の変更
 - エ 本件土地上の工作物の用途変更
 - オ 本件土地上の工作物の貸付又は抵当権の設定

(2) 禁止する用途等

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。

- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
第 2 条第 2 号に定める暴力団又はその他の反社会的団体、及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用することはできません。
- ③ 政治的用途・宗教的用途に使用することはできません。
- ④ 地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供することはできません。
- ⑤ 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壤汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用することはできません。
- ⑥ 本市の承認がなければ、自ら利用する土地利用以外はできません。

- (3) (1) (2) に定める義務の履行状況を確認するため、市が実地調査し、又は所要の報告を求めることがあります、その場合は協力する義務があります。
- (4) (1) ①～⑥または(2) の特約に違反した場合には月額賃貸借料の 12 カ月分、(3) の特約に違反した場合には月額賃貸借料の 4 カ月分を本市に対して違約金として支払っていただきます。
- (5) 本物件は、地中埋設物が埋存されている可能性及び土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に規定する基準値を超える土壤の存在の可能性がありますが、引渡しはすべて現状有姿で行い、本市は瑕疵担保責任を負いません。

5 現地見学（案内）

次のとおり現地見学会を行います。希望者は所定の様式（現地見学申込書）に必要事項を記入のうえ、電子メール（申込先アドレス：na0032@city.osaka.lg.jp）により送信してください。あわせて送信確認の電話連絡（06-6615-7799）をお願いします。

なお、見学日の通知については、電子メールにて通知いたします。

- 開催日時：平成24年11月19日（月）～11月26日（月）、各自1時間程度
(土曜日、日曜日、祝日は除きます。)

- 集合場所：本件地

（咲洲・夢咲トンネル管理事務所玄関前：大阪市住之江区南港北2-5）

6 質問の受付

平成24年11月19日（月）から11月26日（月）までの期間内において、本件に関する質問を受付けます。質問のある方は、所定の様式（質問書）に記入のうえ、電子メール（申込先アドレス：na0032@city.osaka.lg.jp）により送信してください。あわせて送信確認の電話連絡（06-6615-7799）をお願いします。

なお、回答は、平成24年11月29日（木）に大阪市港湾局ホームページで公表します。
(<http://www.city.osaka.lg.jp/port/index.html>)

7 入札参加申込み

（1）申込受付期間

平成24年11月26日（月）～平成24年12月3日（月）
午前9時30分～正午、午後1時30分～午後5時
(土曜日、日曜日は除きます。)

（2）申込受付場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟10階
大阪市港湾局 計画整備部 緑地管理担当（電話：06-6615-7799）

（3）申込みに必要な書類

- ①入札参加申込書（本市所定様式）
- ②誓約書（本市所定様式）
- ③印鑑登録証明書

本要領及び別添資料中に「実印」と記載のある箇所には、印鑑証明書に印影のある印鑑を押印してください。

※共同で申込みされる場合は申込者全員分が必要です。

- ④住民票の写し又は登録原票記載事項証明書

法人の場合は法人の登記事証明書又は登記簿謄本（登記事証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれでも結構です。）

- ⑤納税証明書等（所得金額が記載され、滞納がないことを証明したもの。）

※共同で申込みされる場合は申込者全員分が必要です。

個人：住民税納税証明書及び住民税課税証明書
(両方必要です。各市町村役場でご請求ください。)

法人：法人税納税証明書その2及びその3
(両方必要です。税務署でご請求ください。)

⑥事業計画書（本市所定様式）土地利用にあたっての計画図（例：レイアウト図
(建物・工作物を含みます。)）を図示してください。

落札者のみ本書の内容を公表することがあります。

※③④⑥については、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

※本市が申込みの受付に際し取得する個人情報は、本市不動産の契約関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有についてでは、大阪市個人情報保護条例により制限されています。

（4）申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。

（送付、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

なお、書類不備等がある場合には受付を行いません。

また、申込受付期間以後の受付は一切行いません。

（5）申込み時に交付する書類

ア 入札参加申込受付証（受付印を押印したもの。）

イ 委任状（本市所定様式）（代理人により申込しようとする場合のみ）

ウ 入札保証金納付書

エ 入札の手引き

※入札書は、入札日当日受付時に交付します。

（6）申込みに当たっての留意事項

①落札後の賃貸借契約は、入札参加申込書に記載された名義以外では行いません。

②提出された入札参加申込書の内容が本実施要領4(1)及び(2)に反する場合は受付を取り消します。

③申込み受付け以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、入札参加申込みの受付けを取消し、以降の入札には参加できません。

8 入札及び開札

（1）入札及び開札の日時

入札日 平成24年12月5日（水）

受付時刻 午後1時から1時30分まで

受付場所 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A.T.CビルI TM棟10階

大阪市港湾局計画整備部緑地管理担当
入札書提出期限 午後1時45分
開札時間 入札締切り後即時

※上記受付時に入札保証金を支払っていただき、その後、入札室に移動してください。

※開札は、入札室に設置している時計が午後1時45分になると同時に開始し、開札開始後の入札はできません。

(2) 入札及び開札の執行場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T CビルI TM棟10階
大阪市港湾局入札室

(入札参加申込者が多数の場合は、変更することがあります。)

(3) 提出書類等 (当日持参するもの)

- ①入札参加申込受付証 (受付印を押印したもの。)
- ②委任状 (本市所定様式) (代理人により入札しようとする場合のみ)
- ③実印 (代理人により入札しようとする場合は委任状に押印した印鑑)
- ④入札保証金納付書

(代理人により入札しようとする場合であっても、「入札人」欄には入札参加申込書に申請者として押印した実印が必要です。ただし、「受取人」欄は受任者の印鑑となります。)

- ⑤銀行振出小切手 (自己宛小切手) (下記6(4)参照)

(4) 入札保証金

入札参加者は、入札書に記入する賃貸借料（月額）の6カ月分以上の入札保証金を、入札当日受付時間内に受付場所（港湾局計画整備部緑地管理担当）で納付してください。

なお、入札保証金の納付は、本市の発行する入札保証金納付書により、銀行振出小切手で行ってください。

<銀行振出小切手の見本>

小切手			銀行 渡り		
支払地	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	銀行	支店
(株)					
<input type="text"/> 金額 ¥					
上記の金額をこの小切手と引替えに 持参人様へお支払いください。					
振出日	平成 年 月 日				
振出地	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
振出人	(株)	銀行	支店	支店長	<input type="radio"/> ○ 印

(注)

- ① 入札書に記入する賃貸借料（月額）の6カ月分以上の金額の小切手を用意してください。
- ② 振出人、支払人とも同一金融機関になります。ただし、郵便局（株）が振出したものは、同一とはなりません。
- ③ 持参人払式としてください。
- ④ 「振出日」欄は、平成24年11月29日以降のものとしてください。
- ⑤ 「大阪手形交換所に加盟する金融機関の本・支店」が振り出した小切手に限ります。
- ⑥ 銀行振出小切手以外は受領できません。（個人振出の小切手（法人名義で振り出された個人振出の小切手も含む）は受領できません。）

(5) 入札

- ① 入札参加者は、入札当日の受付時に交付する入札書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函してください。
- ② 入札は、代理人に行わせることができます。この場合は、委任状を入札受付時に提示し、入札書と一緒に入札箱に投函してください。

(6) 入札金額表示

入札金額は、1カ月分の賃貸借料の額を表示してください。

(7) 入札書の書換え等の禁止

入札者は、入札箱に投函した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

(8) 開札

- ①開札は、入札締切り後直ちに入札者立会いのもとで行います。
- ②入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。
- ③開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。なお、入札の当日出席しなかった者又は入札書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(9) 入札の無効

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- ①予定価格を下回る価格による入札。
 - ②入札参加資格のない者がした入札又は権限を証する書面の確認を受けない代理人がした入札。
 - ③指定の日時までに入札に必要となる書類を提出しなかった者の入札。
 - ④入札保証金を支払わない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札。
 - ⑤入札者の記名押印がない入札。
 - ⑥本市が交付した入札書を用いないでした入札。
 - ⑦同一入札について入札者又はその代理人が2人以上の入札をしたときは、その全部の入札。
 - ⑧同一入札について入札者又はその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札。
 - ⑨同一入札について他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札。
 - ⑩入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札。
 - ⑪訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札。
 - ⑫入札に関し不正な行為を行った者がした入札。
 - ⑬その他入札に関する条件に違反した入札。

(10) 落札者

落札者は、本市の予定価格以上で、かつ、最高金額をもって入札した者とします。なお、落札者には入札終了後、引き続き契約手続きの説明を行います。

(11) くじによる落札者の決定

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

当該入札者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（入札事務に関係のない職員）が入札者にかわってくじを引き、落札者を決定します。

(12) 入札結果・経過の公表

落札者があるときは、その者の受付番号及び金額を、落札者がないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表します。

入札後の問い合わせに対しては、落札者名、落札金額及び落札者の事業計画書の内容を回答するとともに、港湾局ホームページに落札金額及び落札者の法人・個人の区分を掲載します。 (<http://www.city.osaka.lg.jp/port/index.html>)

また、落札者があった物件について、その賃貸借契約後、入札者の「入札金額」及び「入札者名」(個人の場合は落札者名のみ)を記載した入札経過調書を作成し、閲覧方式により公表します。

(13) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は延期することがあります。

9 入札保証金の還付等

- (1) 落札者以外の者が納付した入札保証金(小切手)は開札後返還しますので、所定の場所に入札保証金納付書を提出してください。
- (2) 入札保証金は、その受入期間について利息をつけません。

10 契約説明会

- (1) 落札者に対しては、契約手続きの説明会を引き続き港湾局会議室で行います。
- (2) 契約説明会には、落札者本人又は代理人が必ず出席してください。
- (3) 正当な理由がなく、契約説明会に出席されない場合は、落札者の資格を取り消します。

11 契約の締結等

- (1) 賃貸借契約の締結は、平成24年12月28日(金)までに行い、契約については「市有財産賃貸借契約書」により締結します。なお、賃貸借契約は入札参加申込書に記載された名義で行います。また、落札以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、契約の締結を行わず、契約締結以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、その契約を解除することができます。

(2) 賃貸借期間

平成25年1月1日～平成45年10月31日とします。

(3) 契約保証金

賃貸借契約締結時に、契約保証金として、契約金額の6ヵ月分以上を納付していただきます。(既納の入札保証金を賃貸借契約締結時に契約保証金に充当し、不足額を本市の発行する納付書にて納付していただきます。)

ただし、連帯保証人を立てない場合の契約保証金は、更地回復費用(本市によ

る査定を行います。)と賃貸借料(月額)の6カ月分以上を合算した額とします。

(4) 連帯保証人

連帯保証人は、借受人と連帯して本契約から生ずる一切の債務履行の責任を負わなければなりません。

連帯保証人は、次の各号の資格を有し、かつ本市が承認する者でなければなりません。

- ① 大阪市内又は近隣市町村に住所又は事務所を有すること
 - ② 賃料年額の5倍以上の年間所得又は固定資産を有すること
- また、連帯保証人が前項に掲げる資格を失ったとき、又は死亡、解散したとき、若しくは甲が変更の必要があると認めたときは、乙は速やかに甲の承認する連帯保証人を新たに立てなければなりません。

(5) 賃貸借料

賃貸借料については、半年払いとし、次の支払期限までに納付していただきます。

期 間	納入期限
4月1日から9月30日までの賃貸借料	毎年 4月30日
10月1日から3月31日までの賃貸借料	毎年10月31日

ただし、平成25年1月1日から平成25年3月31日分の賃貸借料については、平成25年1月31日限り支払うこととします。

(6) 賃貸借料の改定

賃貸借料は、法令、大阪市財産条例の改定若しくは経済情勢の変動又は近隣賃料に比較して不相当となったことにより、本市が必要と認めるときは、改定するものとします。

12 入札保証金の帰属

落札者が、正当な理由がなく指定する期限までに契約を締結しないときは、落札の効力を失い、既納の入札保証金は本市に帰属しお返しすることはできません。

13 落札に至らなかった場合の貸付

平成24年12月6日(木)午前9時30分から、入札予定価格で貸付けの申込みを先着順で受け付け、随意契約により契約します。

なお、本件の貸付けについて、借受資格は「2 入札参加資格」と同様とし、契約上の主な特約についても「3 契約上の主な特約」と同様とします。

- ・受付時間：午前9時30分～正午、午後1時30分～午後5時
(土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。)

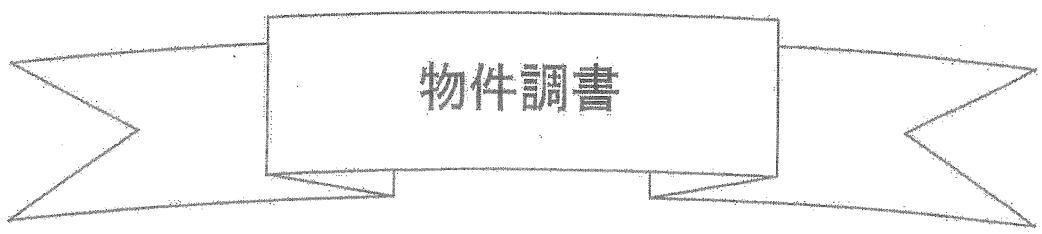
・受付場所：大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟10階
　　大阪市港湾局 計画整備部 緑地管理担当
（送付、電話、FAX、インターネットによる受付は行いません。）

※当該受付は予告なく終了することがあります。詳しくは、大阪市港湾局ホームページ (<http://www.city.osaka.lg.jp/port/index.html>) でお知らせします。
※受付開始時刻より早く受付場所に到着した場合でも、その到着時刻による先後は設けず、一律に受付開始時刻に到着したものとみなします。同時に複数の申込みがあった場合は、抽選により貸付相手方を決定します。
※必要な書類については入札の場合と異なりますので、お問い合わせください。

14 その他

- (1) 契約の締結及び履行に関する一切の費用については、賃借人の負担となります。
- (2) 契約に際して、物件調書に記載のとおり特記事項がありますので必ずご確認ください。
- (3) 本実施要領に定めのない事項は、土地利用に関連した法令、地方自治法、同施行令、大阪市契約規則等の関連諸法令に定めるところによって処理します。
- (4) 本物件は、臨港地区内にあるため、港湾環境整備負担金制度の対象となります。
　同制度は、港湾の環境整備及び保全のため、港湾管理者が行う港湾の環境整備及び保全のためにかかる費用について、臨港地区及び港湾区域に立地する一定規模以上の工場又は事業場の敷地を有する事業者（敷地面積の合計が1万平方メートル以上）の方々に負担していただくものです。
　ご参考までに、平成23年度の同負担の額は、事業場面積1平方メートルあたり、年間7,46円ですが、負担金額は毎年工事費用等が変動するため、一定ではありません。詳細は、港湾局計画整備部環境整備担当（06-6615-7795）へお問い合わせください。
- (5) 落札者は、近隣住民又は近隣事業者に対して事前調整を行う必要がある場合は、誠意をもって対応してください。
- (6) 本入札にかかる情報公開請求があった場合、本市は情報公開制度に基づいた対応を行います。

問い合わせ先：大阪市港湾局 計画整備部 緑地管理担当
　　大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
　　ATCビルITM棟10階
　　電話 (06)6615-7799
　　FAX (06)6615-7729
　　URL <http://www.city.osaka.lg.jp/port/index.html>

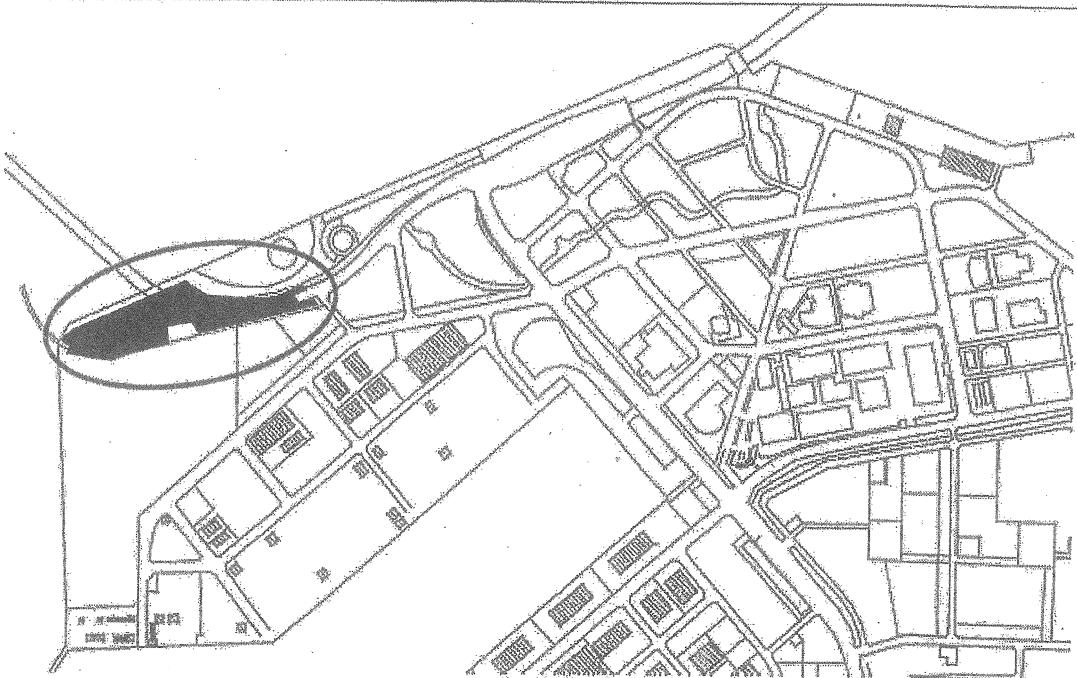


物 件 調 書

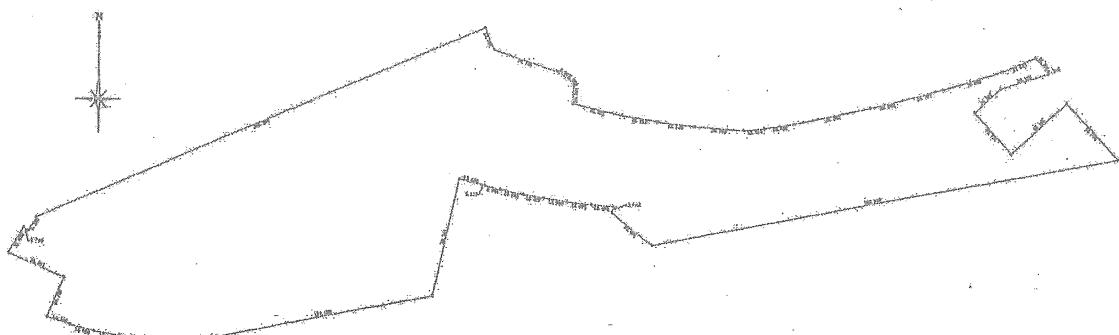
物件番号	1			予定価格(月額)	550,000	
土地	所在地	大阪市住之江区南港北2丁目45番の一部、46番の一部				
	地 積	登記簿	一	実 測	49,996.15m ²	
	地 目	登記簿	雑種地	現 態	雑種地	
	形 状	明細図のとおり		土地の状況	更地	
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域				
	用途地域	準工業地域				
	指定建ぺい率	60%	指定容積率	200%		
	高度指定	無	防火地域	準防火地域		
	臨港地区規制	修景厚生地区	その他規制	夢洲(南港)地区まちづくり要綱		
接面道路の状況	東側	臨港道路	幅員約 14.5 m	舗装 有	高低差 無	
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無				
供給処理施設の状況		配管等の状況	照会先			
	電気	東側前面道路配管 有(高庄)	関西電力㈱ 難波営業所 (06) 6631-4101			
	上水道	東側前面道路配管 有	大阪市水道局 粉浜営業所 (06) 6678-2992			
	下水道	東側前面道路配管 有	大阪市港湾局計画整備部施設管理担当 (06) 6572-2674			
最寄の交通機関	鉄道	大阪市営地下鉄 ニュートラム南港ポートタウン線 トレードセンター前駅 の 北西 約 800 m 徒歩約 10 分				
土地・建物の履歴	平成 7 年 12 月	公有水面埋立により大阪市が所有権を取得				
	平成 12 年 12 月	夢洲トンネル工事着手				
	平成 21 年 6 月	夢洲トンネル工事完了				
		現在に至る				

そ の 他	土壤調査	履歴調査のみ(履歴なし)。
	地下埋設物 (地下基礎等)	地下埋設物等の調査は行っていません。
境界に 関する事 項	境界確定	済
	道路明示	有
	越境物	無
	地積測量図	有
特 記 事 項	1. 貸付期間は、平成25年1月1日～平成45年10月31日とします。□	
	2. 本物件は、埋立地であり、地中埋設物やコンクリート塊、鉄筋などが残存している可能性がありますが、すべて現状有姿で貸付けます。本市は瑕疵担保責任を一切負いません。なにか撤去・処分は賃借人の負担で行ってください。	
	3. 本物件については、土壤汚染対策法の基準値を超過する土砂が存在する可能性がありますが、すべて現状有姿で貸付けを行い、本市は瑕疵担保責任を一切負いません。	
	4. 土壤汚染対策法に基づく土壤汚染調査及び対策費用について、本市は一切負担しません。また、自主調査で確認された土壤汚染にかかる調査費及び対策費についても、本市は一切負担しません。	
	5. 本物件内には、埋設物及び計測機器等が存在します。詳細は別添の参考図を参照してください。	
	6. 本物件は不陸があるため、当該事業に必要な場合は盛土を認めます。盛土に用いる土砂は良質な購入土砂(山砂)とし、すべて賃借人の負担とします。	
	7. 本物件内には、埋設物(上下水道、電気、通信)がありますが、それらが当該事業に支障をきたす場合、賃借人の負担により移設することができます。ただし、移設の際は各埋設企業体と協議してください。	
	8. 関西電力系統への発電設備の接続に関する申込みは、賃借人が行ってください。また、申込みに係る費用及び電力会社系統へ接続するために必要となる電力会社工事負担金等についても賃借人が負担してください。	
	9. 本物件内の地中には、夢咲トンネルの軌道があり、この区域上へ盛土、構造物の設置を行なう場合、10kN/m ² の荷重制限がかかります。また、掘削する場合も制限がありますので、事前に本市と協議してください。	
	10. 本物件南側には本市所有の未利用地約4haが存在し、今後、時期は未定ですが一般に売却される用地であることを十分留意してください。	
	11. 咲洲地区で実施が予定されているスマートコミュニティ実証事業に協力するために、咲洲スマートコミュニティ協議会に参画してください。なお、参画にあたり費用負担が発生する場合は、賃借人が負担してください。詳しくは、HPを確認してください。 (スマートコミュニティ協議会HP http://www.sakishima-smart.jp/index.html)	
問い合わせ先	大阪市港湾局計画整備部緑地管理担当 (電話 06-6615-7799)	

周辺図



明細図



参考図1：電力系統、地盤高、夢咲トンネル箇所

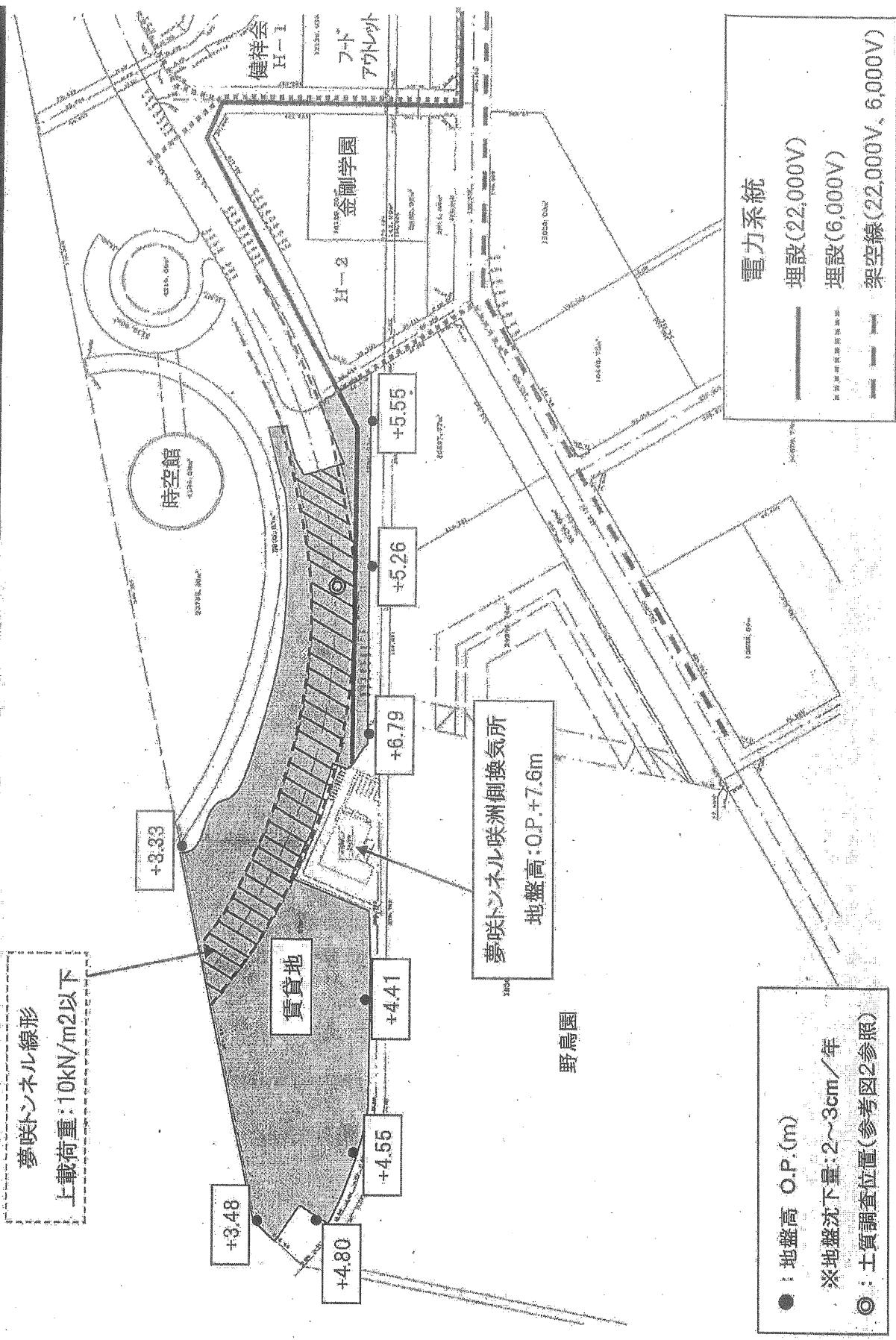
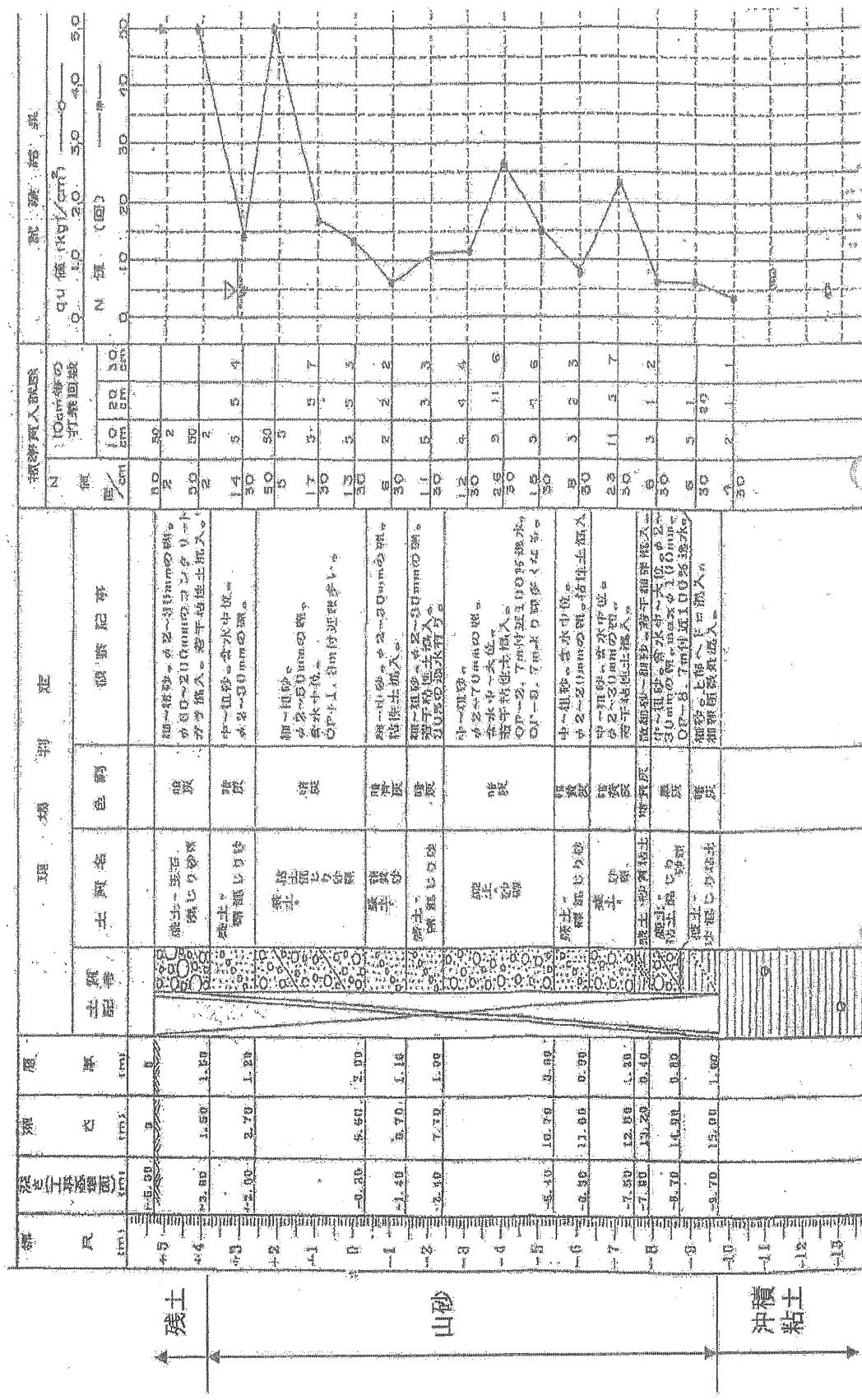
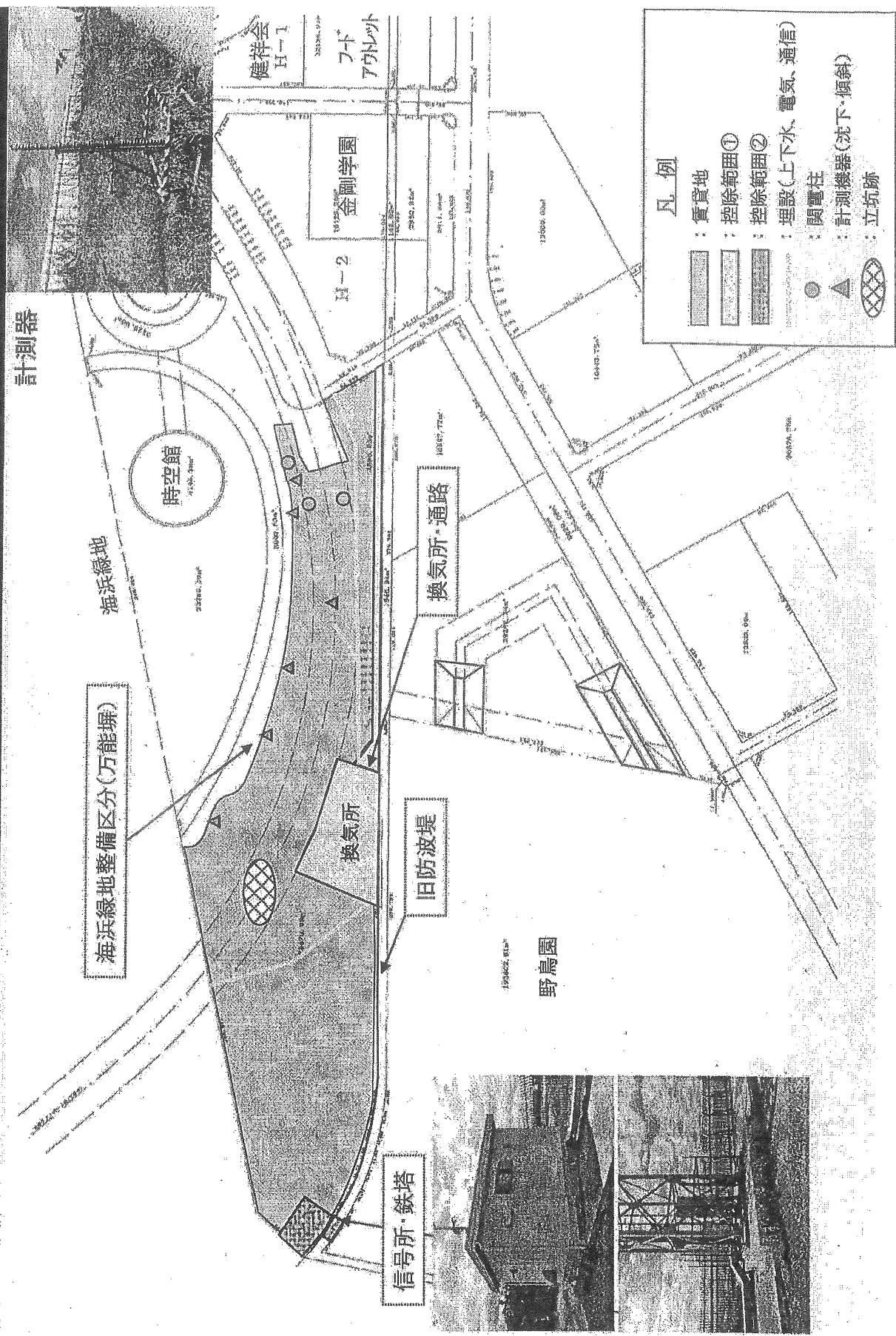


圖2：土壤質狀參考

調査年月日：平成11年12月
地盤高：O.P.+5.3m、孔内水位：O.P.+3.1m

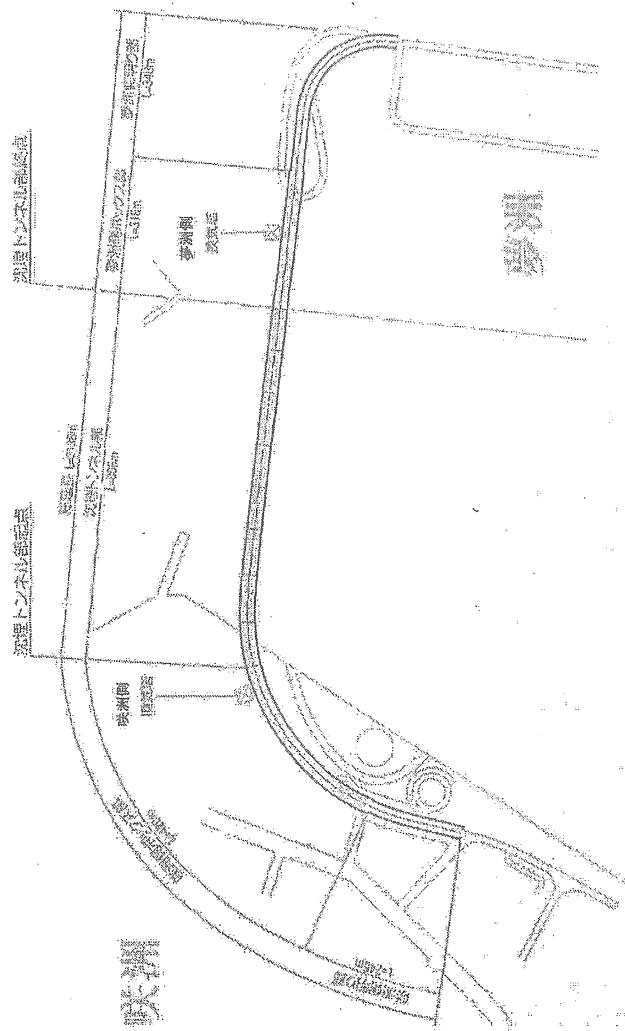


参考図3：埋設管、信号所、計測機器マークなど



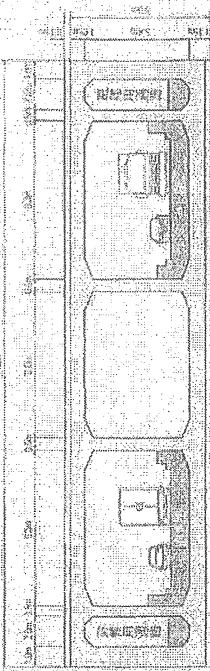
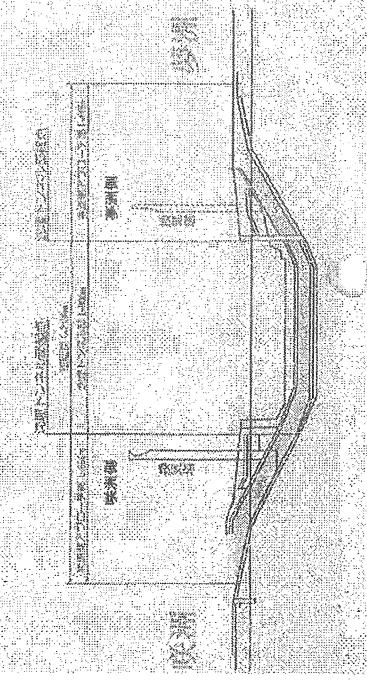
参考図4：夢咲トンネル概要図

平面図

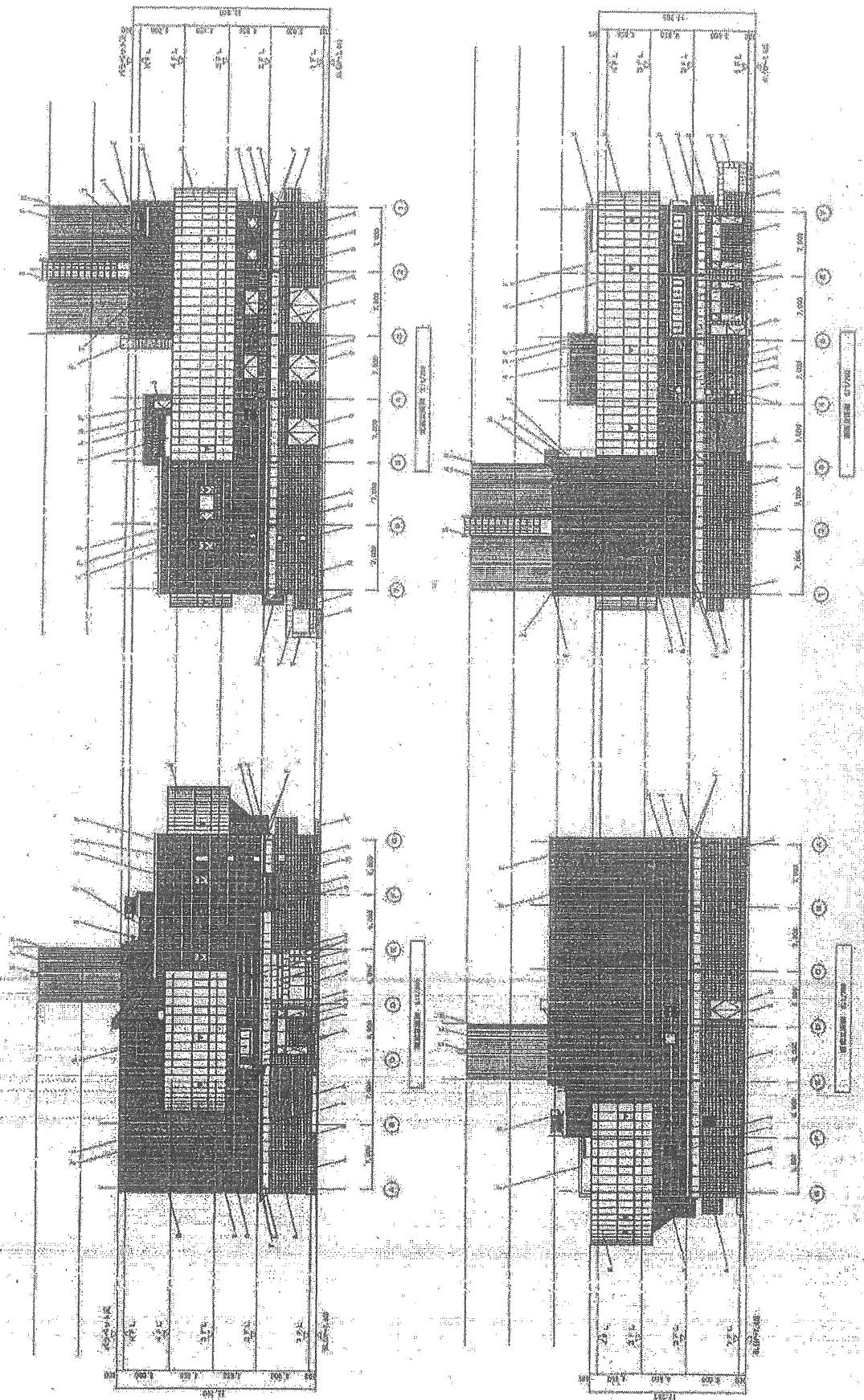


流線断面図

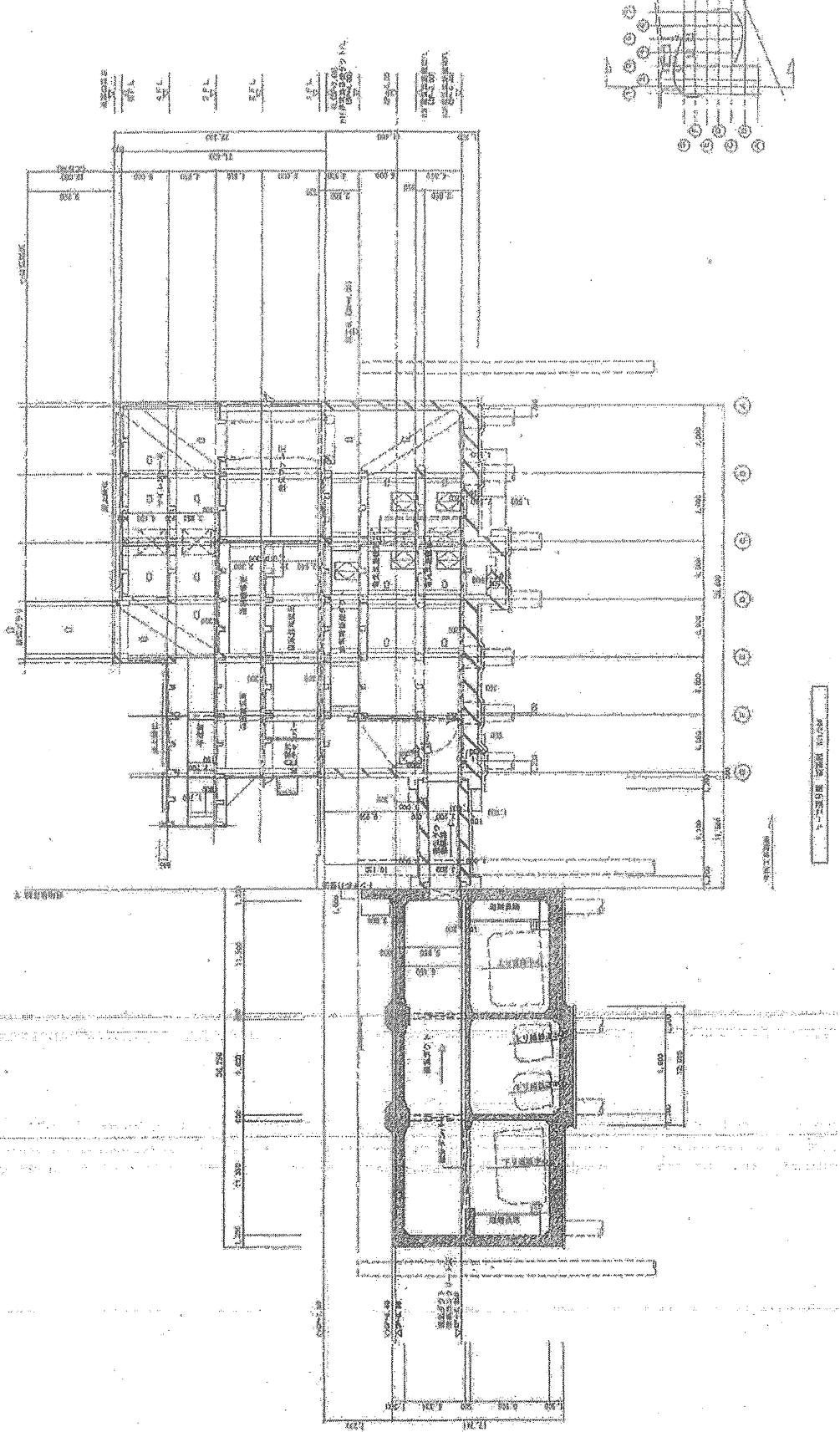
流れトンネル基本断面図



参考図5：夢咲トシネル喫煙側換氣構造圖①

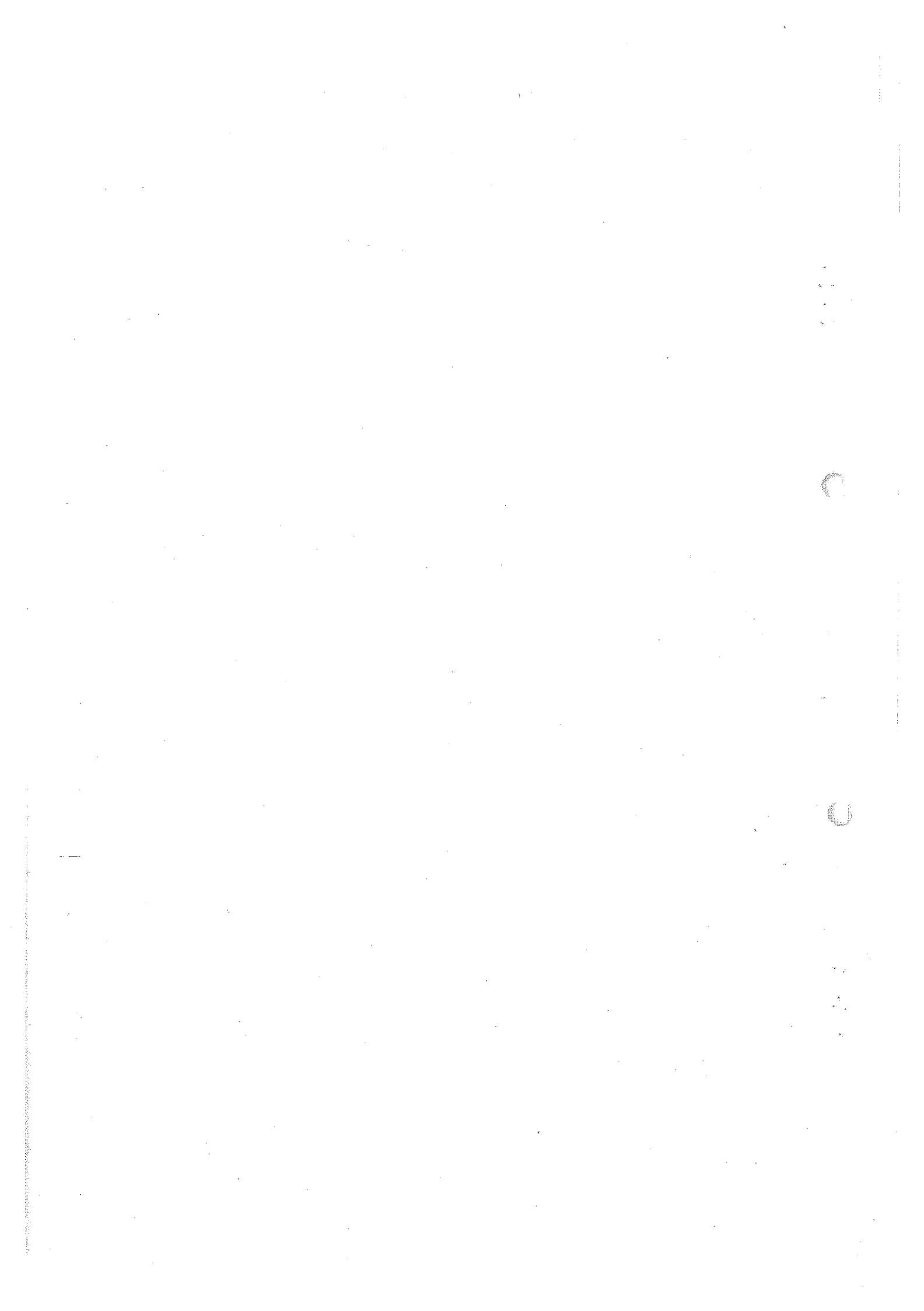


参考図6：夢咲トンネル営業所構造図②



参考図7：夢咲トンネル咲洲側換気所による影の影響範囲





市有財産賃貸借契約書(案)

大阪市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（賃貸借物件）

第1条 甲は、次の物件（以下「本物件」という。）を乙に賃貸する。

2 甲は、第5条に定める賃貸借期間の初日に、本物件を乙に引渡したものとする。

所 在	区 分	数量 (m ²)	備 考
大阪市住之江区南港北2丁目45番の一部、46番の一部	土地	49,996.15	太陽光発電事業に限定した使用

（善管注意義務）

第2条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本物件を使用しなければならない。

（使用目的）

第3条 乙は、本物件を1000KW(1MW)以上の太陽光発電施設の設置及び運営の用途としてのみ使用しなければならない。

（禁止用途）

第4条 乙は、建築基準法に規定される建築物及び工作物（平成23年国土交通省告示第1002号に規定する工作物は除く。）の設置をしてはならない。

2 乙は、本件土地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及びこれらの業の利便を図るために用に供してはならない。

3 乙は、本物件を暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に定める暴力団又はその他の反社会的団体、及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはならない。

4 乙は、本物件を政治的用途・宗教的用途に供してはならない。

5 乙は、本物件を地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供してはならない。

6 乙は、本物件を悪臭・騒音・粉塵・振動・土壤汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に供してはならない。

(賃貸借期間)

第5条 賃貸借期間は、平成25年1月1日から平成45年10月31日までとする。

(賃貸借料)

第6条 賃貸借料は、月額金〇〇〇〇〇〇〇円とする。

- 2 甲は、関係法令及び大阪市財産条例の改正並びに経済情勢の変動があったとき、又は、近傍類似の物件の賃貸借料に比較して不相当となったとき等、必要があると認めるときは、賃貸借料を改定することができる。
- 3 前項の規定により、賃貸借料を改定するときは、甲は改定通知書により乙に通知する。
- 4 前項の通知があったときは、第1項の規定にかかわらず、甲の指定する日以後の本契約に定める賃貸借料は、当該通知額とする。
- 5 乙は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の改正に伴う固定買取価格の変動並びに経済情勢の変動があったとき、又は、近傍類似の物件の賃貸借料に比較して不相当となったときは、賃貸借料の改定を請求することができる。
- 6 賃貸借期間の中途において、乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除されたときは、乙は、甲に対し、本契約が解除された日の属する次条で定める期間の賃貸借料全額を支払う。
- 7 賃貸借期間の中途において、乙の責めに帰することができない事由により本契約が解除されたときは、乙は、甲に対し、本契約が解除された日の属する月までの月額賃貸借料を支払う。なお、月の末日でない日に本契約が解除されたときは、当該月の月額賃貸借料は、日割計算とする。

(支払方法)

第7条 乙は、賃貸借料を次に定める期限までに、別途甲の発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。なお、乙は、期限までに納入通知書が到達しなかった場合でも、持参等の方法により期限までに賃貸料を支払う。

期 間	納 入 期 限
上半期（4月～9月）分	4月30日
下半期（10月～3月）分	10月31日
（賃貸借満了年については、10月分）	

ただし、平成25年1月1日から平成25年3月31日分の賃貸借料については平成25年1月31日限り支払う。また、納入期限が休日にあたるときは、繰り下げる。

(延滞損害金)

第8条 乙は、前条の納入期限までに賃貸借料を支払わないときは、納入期限の翌日から支払日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した延滞損害金を甲に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。ただし、大

阪市財産条例第11条第1項に定める割合が改正された場合は、改正後の割合を適用するものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、電気、ガス、水道及び電話等の料金を遅滞なく支払わなければならない。

(充当の順序)

第10条 甲は、乙に延滞している賃貸借料があるときは、乙が支払った賃貸借料について、先に期限が到来している賃貸借料から充当できる。

(契約保証金)

第11条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇〇〇〇円を甲に支払わなければならない。ただし、賃貸借料を増額したとき、その他甲において必要があると認めるときは、契約保証金を増額する。

- 2 前項に定める契約保証金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 甲は、第1項に定める契約保証金をもって賃貸借料、延滞損害金のほか、本契約より生ずる一切の損害に充当することができる。この場合、乙は、甲の請求により直ちに、上記充当により生じた契約保証金の不足額を甲に支払わなければならない。
- 4 甲は、本契約が終了した場合において、乙が本契約に定める義務をすべて履行し、甲に損害がないときは、乙の請求により第1項に定める契約保証金を乙に還付する。
- 5 第1項に定める契約保証金には、利息を付さない。

(瑕疵担保責任等)

第12条 甲は、本物件について、瑕疵担保及び危険負担の責任を負わない。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、本契約書第1条第2項に定める引渡しの日から2年間は、この限りでない。

(禁止事項)

第13条 乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得なければ、次の各号のいずれかに該当する行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 賃借権の譲渡又は転貸及び債務の担保に供すること
- (3) 本物件の原形の変更
- (4) 本件土地上の工作物の用途変更
- (5) 本件土地上の工作物の貸付又は債務の担保に供すること

(承認事項)

第 14 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する行為をするときは、詳細な設計書及び図面を提出して甲の承認を得なければならない。

- (1) 本件土地上における工作物（土砂の搬入・搬出含む）の設置
- (2) 本件土地上の工作物の改築及び大修繕

(承諾料)

第 15 条 甲は、前 2 条の承認を行う場合には、承諾料を徴収することができる。

(有益費等請求権の放棄)

第 16 条 乙は、本物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があつても、これを甲に請求しない。

(滅失又はき損等)

第 17 条 乙は、本物件が滅失又はき損、若しくは第三者に占拠されたときは、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

2 乙は、乙の責任に帰すべき事由により、本物件が滅失又はき損、若しくは第三者に占拠されたときは、甲の指示に従い乙の負担において、これを原状に復旧しなければならない。

(連帯保証人)

第 18 条 連帯保証人は、乙と連帯して本契約から生ずる一切の債務履行の責任を負わなければならぬ。

2 連帯保証人は、次の各号の資格を有し、かつ甲が承認する者でなければならぬ。

- (1) 大阪市内又は近接市町村に住所又は事務所を有すること
- (2) 貸貸借料年額の 5 倍以上の年間所得又は固定資産を有すること

3 連帯保証人が前項に掲げる資格を失ったとき、又は死亡、解散したとき、若しくは甲が変更の必要があると認めたときは、乙は、速やかに甲の承認する連帯保証人を新たに立てなければならない。

(届出義務)

第 19 条 乙又はその包括的承継人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこれを甲に届け出なければならない。

- (1) 本件土地上の工作物が滅失したとき。
- (2) 第 13 条第 4 号及び第 14 条の工事に着手するとき及び工事が竣工したとき
- (3) 乙又は連帯保証人の住所、氏名等に変更があったとき
- (4) 相続又は会社の合併等により賃借権の承継があったとき

- (5) 貸貸借期間中にその用途を廃止したとき
- (6) 破産、民事再生、会社整理、特別清算開始若しくは会社更生の申立てを受け、又はこれを自ら申し立てたとき

(実地調査等)

第 20 条 甲は、本物件について隨時その状況を実地に調査し、乙に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(使用の制限、立入り等)

第 21 条 乙は、甲が本件土地又はその付近の公益的施設に必要な工事を施工するため、本件土地の乙による使用を制限し、又は本件土地への立入り等を請求したときは、これを承諾しなければならない。ただし、詳細については甲乙協議により、対応を決定する。

(土壤汚染対策)

第 22 条 乙は、本件土地において、本件土地の使用者として、土壤汚染状況の把握に努め、土壤汚染が判明した場合は、人に健康の被害が生じないように措置を講じなければならない。

(管理有害物質)

第 23 条 本契約において管理有害物質とは、土壤汚染対策法第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号。以下「府条例」という。）第 81 条の 2 第 1 項に規定する特定有害物質及びダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう。

(土壤汚染)

第 24 条 本契約において土壤汚染とは、前条で規定する管理有害物質が、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 48 条の 33 で指定する基準を超えて検出される状態をいう。

(土地の形質変更時における調査、除去措置及び結果報告義務)

第 25 条 乙は、本件土地において、3,000 m²以上の土地の区域内における土地の形質変更をしようとする場合は、府条例第 81 条の 5 に規定する調査を、乙の負担において実施しなければならない。この場合、乙は甲に対し、当該調査の概要及び結果等を報告しなければならない。
2 乙は、本件土地において、土壤汚染対策法第 3 条に規定する有害物質使用特定施設又は府条例第 49 条第 2 項に規定する有害物質使用届出施設であつて、同項第 1 号の規則で定める物質（特定有害物質であるものに限る。）を製造、使用若しくは処理する施設、若しくはダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定するダイオキシン類特定施設（以下「有害物質使用届出施設等」という。）を設置している土地の形質変更をしようとする場合には、府条例第 81

条の日に規定する土壤汚染状況調査を、乙の負担において実施しなければならない。この場合、乙は甲に対し、当該調査の概要及び結果等を報告しなければならない。

3 前2項の調査の結果、土壤汚染が判明した場合は、府条例第81条の9に規定する汚染の除去等の措置を、乙の負担において講じなければならない。この場合、乙は甲に対し、当該措置の概要及び結果等を報告しなければならない。

(土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがある土地の調査、除去措置及び結果報告義務)

第26条 乙は、本契約の賃貸借期間中、土壤汚染対策法第5条に規定する土壤汚染状況調査及び同法第7条に規定する汚染の除去等の措置を、乙の負担において講じなければならない。この場合、乙は甲に対し、当該調査及び措置の概要並びに結果等を報告しなければならない。ただし、当該汚染の原因となった物質について、乙が使用していないこと、又は原因者が乙以外に存在することが明らかである場合はこの限りでない。

(汚染原因行為の報告義務並びに調査、除去措置及び結果報告義務)

第27条 乙は、本件土地において、管理有害物質による土壤汚染の原因となる行為を行った場合は、甲に対し、速やかに、当該行為の概要、汚染物質の種類及び数量、汚染の程度並びに汚染の除去及び拡散防止等の方法その他甲が必要とする事項を報告しなければならない。

2 前項の場合、乙は自己の負担において、甲の指示に従い、本件土地の土壤汚染状況調査及び除去その他甲の求める措置を講じなければならない。この場合、乙は甲に対し、当該調査及び措置の概要並びに結果等を報告しなければならない。

(土壤汚染対策にかかる報告義務違反)

第28条 乙が前4条に規定する報告を行わず、本件土地において土壤の汚染が発見された場合は、乙が当該汚染の原因者であると推定する。この場合、本契約の賃貸借期間中であるか否かを問わず、乙は甲に対し、当該汚染で生じる費用及び損害をすべて補填しなければならない。また、乙は土壤汚染対策法第7条に規定する汚染の除去等の措置を講じなければならない。この場合、乙は甲に対し、当該措置の概要及び結果等を報告しなければならない。ただし、当該汚染の原因となった物質について、乙が使用していないこと、又は原因者が乙以外に存在することが明らかである場合はこの限りでない。

(契約解除)

第29条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸借期間中であっても本契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため本件土地を必要とするとき
- (2) 乙が、本件土地を6か月以内に第3条に定める使用目的に供しないとき
- (3) 乙が、賃貸借期間中にその用途を廃止したとき

- (4) 乙が、賃貸借料を納入期限後3か月以上経過してなお支払わないとき
 - (5) 乙が、本件土地に対して、管理有害物質による土壤汚染の原因を生じさせ、対策を講じないとき
 - (6) 乙が、第13条の規定に違反して、賃借権を第三者に譲渡し、若しくは第三者に対する債務の担保に供し、または本件土地の全部若しくは一部を第三者に転貸し、若しくは第三者に占有させる行為をしたとき
 - (7) 乙が、第13条の規定に違反して、本件土地上の工作物の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、または第三者に対する債務の担保に供する行為をしたとき
 - (8) 乙が、監督官庁により営業取消若しくは停止等の処分を受け、または自ら営業を休止若しくは停止したとき
 - (9) 乙が、破産、民事再生、特別清算若しくは会社更生の申立てを受け、若しくはこれを自ら申し立てたとき、またはその株主総会が解散決議をしたとき
 - (10) 乙が、本契約の条項に違反したとき
 - (11) その他、乙に本契約を継続し難い重大な背信行為があったとき
- 2 甲は、前項に定めるもののほか、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例10号。以下「暴力団排除条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、乙が暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

（契約保証金の帰属）

第30条 第29条第2号から第7号及び同条第10号から第11号及び同条第2項の規定により本契約を解除したときは、第11条に定める契約保証金は、甲に帰属する。

（違約金）

- 第31条 乙は、第3条、第4条又は第13条に定める義務に違反したときは、賃料年額に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 乙は、第20条に定める義務に違反したときは、賃料4月分に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第29条第1項各号（第1号、第8号及び9号を除く）及び第2項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、賃料年額に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前3項に定める違約金は、第32条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（損害賠償請求）

第32条 第29条第1項第2号から第11号及び同条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は、乙に対し賠償を請求することができる。

(原状回復義務)

- 第 33 条 乙は、賃貸借期間満了のときはその期日に、また契約解除の通知を受けたときは甲の指定する期日までに、甲が承認する場合を除き、本物件を原状回復のうえ、甲乙立会のもとに甲に返還しなければならない。
2. 前項における原状回復には、本契約の賃貸借期間中に本件土地に生じた土壤汚染の調査及び除去等を含むものとする。
3. 乙が前2項の義務を怠り又は履行しないときは、甲が代わってこれを施行し、その費用を乙に求償することができる。
4. 前項の場合において、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その補償の責任を負わない。
5. 賃貸借期間の満了、解除等により本契約が終了した場合において、乙が本件土地の明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対し、本件土地を甲に明け渡すに至るまで、その日数に応じ、第6条第1項に規定する月額賃貸借料〇〇〇〇円（月額賃貸借料の改定があったときは、改定後の金額）及び年 14.6 パーセントの割合で計算した延滞損害金を合計した金額を損害金として支払う。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

(費用負担)

第 34 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 35 条 この契約書に定めのない事項については、大阪市財産条例、大阪市財産規則、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従うものとし、その他本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上決定する。

(裁判管轄)

第 36 条 本契約に関する訴えの管轄裁判所は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 3 通を作成し、甲、乙並びに連帯保証人記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 (賃貸人)
大 阪 市
契約担当者

乙 (賃借人)
住 所
氏 名

(連帯保証人)
住 所
氏 名

平成 年 月 日

現地見学申込書

大阪市長 橋下 徹 様

現地見学への参加を下記のとおり申し込みます。

個人又は法人名	
所在地	〒
所属・役職	
担当者氏名（代表）	他　名
電話番号	
電子メールアドレス	
見学希望日	第1希望日： 月 日() 午前 ・ 午後 第2希望日： 月 日() 午前 ・ 午後 第3希望日： 月 日() 午前 ・ 午後
見学場所への交通手段	自動車 ・ 自動車以外

※見学時間は、約1時間とします。

※見学場所に自動車で来られる場合は、1事業者1台でお願いします。

平成 年 月 日

質問書

大阪市長 橋下 徹 様

下記のとおり質問します。

質 問 者	個人又は法人名	
	所在地	〒
	所属・役職	
	担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
質 問 内 容		

※質問の内容の他、質問の意図や背景について可能な限り記載してください。

※質問の公表は、質問者が特定できないように行います。

※質問者への個別回答は行いません。

※回答については、平成 24 年 11 月 29 日（木）に大阪市港湾局のHPで公表します。

受付番号

平成 年 月 日

入札参加申込書

大阪市長 橋下 徹 様

実施要領の各条項を承知の上、条件付一般競争入札による市有財産の貸付けについて、次とおり申し込みます。

なお、「入札金額」及び「入札者名」(個人の場合は落札者名のみ)を公表することに同意します。

申込者 住 所

(所在地)

電 話 番 号

氏 名 印

(名称及び代表者

氏名)

実印

1 申込物件

大阪市住之江区南港北2丁目45番の一部、46番の一部の市有財産貸付

2 使用用途

[太陽光発電事業を実施するための発電施設等の設置、運営]

3添付書類

- ① 誓約書
- ② 印鑑証明書
- ③ 住民票（写し）又は登録原票記載事項証明書（法人の場合は法人の登記事項証明書）
- ④ 納税証明書等（所得金額が記載され、滞納がないことを証明したもの）
- ⑤ 事業計画書

平成 年 月 日

誓 約 書

大阪市長 橋下 徹 様

住 所
(所在 地)

氏 名 印
(名称及び代表者氏名)

実印

貴市における条件付一般競争入札の申込みにつき、次に掲げる事項を誓約します。

記

- 1 契約を締結する能力を有しない者でないこと
- 2 被産者で復権を得ない者でないこと
- 3 1000kw 以上の太陽光発電事業の用に供する利用に限定すること
- 4 地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供しないこと
- 5 物件調査の内容を十分承知の上で、入札に参加すること

商業登記簿に登記されている役員に関する調書（法人用）

※ 役員とは

法人の場合は、法人の非常勤役員を含む役員並びに支配人及び営業所の代表者、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者とし、理事、取締役、執行役、監事、監査役、相談役、顧問等その名称のいかん、登記の有無を問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいい、その全てを記入してください。

平成 年 月 日

大阪市長 橋下 徹 様

住所又は事務所所在地

フ リ ガ ナ

商号又は名称

フ リ ガ ナ

氏名又は代表者名

生 年 月 日

実印

年 月 日生

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、不動産の賃貸借から、暴力団を利することとなるないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入れ、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の不動産の賃貸借に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

(賃貸借物件の表示) :

2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
 - (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
 - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

平成 年 月 日

大阪市長 橋下 徹 様

住 所
(所在地)

氏 名
(名称・代表者氏名)

実印

事業計画書

条件付一般競争入札による市有財産の貸付の申し込みにかかる事業計画の概要は次のとおりです。なお、私が落札した場合、本書の内容を公表することに同意します。

記

1 入札参加物件

所在地	大阪市住之江区南港北2丁目45番の一部、46番の一部
-----	----------------------------

2 初期投資額

3 添付書類及び書類

- ・土地利用計画図（レイアウト図（建物・工作物を含む）、ペース（鳥瞰図、A4版））、事業開始スケジュールを添付すること